

和牛の精液・受精卵流出事件について

昨年、海外でも人気が高い我が国のブランド「和牛」の精液や受精卵が、中国に持ち出されそうになる事件がありました。容疑者は、輸出検査を受けずに不正に輸出したとして家畜伝染病予防法違反の容疑で逮捕されました。容疑者からは、「過去に何度も中国に受精卵等を運んだ。」との供述も得られています。現在、家畜の精液や受精卵の輸出自体を禁じる法律はなく、日本の貴重な「遺伝資源」を守る体制が脆弱で危機的な現状が浮き彫りになりました。

肉質が軟らかい和牛は、高級ブランド品として欧米やアジアを中心に海外でも人気上昇し、輸出量も年々増加しています。そのため、海外では和牛を生産したいというニーズが高まっています。和牛をルーツに持つ海外の肉牛「WAGYU」の問題も指摘されています。「WAGYU」は、かつて日米の合意に基づいてアメリカに輸出された和牛生体や精液（平成 10 年までに生体 247 頭、精液 1 万 3 千本）を基に、誕生しました。その後アメリカで和牛の遺伝資源が増殖され、オーストラリアへ輸出されました。肉質が良いと評判が高く、オーストラリアやアメリカで 50 数万頭が飼育されています。最近、「WAGYU」の品質向上の目的で新たに和牛の遺伝資源を入手しようという動きもあるそうです。万が一、和牛精液等の「遺伝情報」が流出すれば、海外でも大量に「和牛」の飼育が可能になり、長年の品種改良を重ねて作り上げてきた我が国の財産である「和牛」のブランドが失われます。このような現状を受け、農林水産省は

和牛の遺伝資源保護に関する有識者らによる検討会を発足させ、和牛の遺伝資源の流通管理の適正化に努めていきたいとしています。

家畜人工授精師等関係の方は、精液等の流通管理について家畜改良増殖法に基づく適正管理の徹底をお願いします。

☆人工授精や受精卵移植を行うことができる人は、家畜人工授精師や獣医師に限られています。

☆精液を譲渡する時、譲渡を受ける時、利用する時等、各段階でその精液と証明書が確実に一致しているかどうか、また証明書に記載漏れがないか等の確認が必要です。

☆「精液証明書」の記載に不備がある精液の利用・譲渡は法律違反です。必ず証明書の「譲渡・経由の確認」の欄に、譲渡する者・譲り受ける者の情報とその日付を記載する必要があります。

☆精液は施錠をする等厳正に管理して下さい。精液と「精液証明書」は一体で流通管理される必要があるため、適正に管理することが重要です。

☆家畜人工授精所の開設をしていない畜産経営者は、自らの雌畜に利用することを目的とする場合を除き、精液等を保管することができません。

なお、受精卵の流通管理についても基本的に精液と同じ扱いです。その他の取り扱いについても改めて確認をお願いします。

(根本)